

2021年6月14日

株主各位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 550 番地
株式会社ブラコー
代表取締役社長 古野 孝志

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、2021年7月1日をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2021年6月30日と定めましたので、公告いたします。

なお、当社は、2021年6月24日開催の定時株主総会において、発行可能株式総数を35百万株に変更する定款変更議案を付議する予定ですが、上記取締役会では、この定時株主総会における定款変更議案が否決されることを条件として、株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年7月1日をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を現行の8百万株から24百万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2021年7月30日にお届出ご住所に発送する予定です。
2. 2021年7月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。